

<別紙1>

通所リハビリテーションきりん重要事項説明書
(令和7年9月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 通所リハビリテーションきりん
- ・開設年月日 平成6年6月20日
- ・所在地 佐賀市金立町薬師丸 1274-1
- ・電話番号 0952-98-0120 ・ファックス番号 0952-98-2224
- ・管理者名 施設長 木下 竜太郎
- ・介護保険指定番号 4150180042

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防短期入所療養介護) や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設きりんの運営方針]

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等、保険者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(3) 事業所の職員体制

・医師(管理者)	1名
・看護・介護職員	利用者10人に対し1名以上
・支援相談員	1名
・理学療法士	
・作業療法士	1名以上
・言語聴覚士	

(4) 通所定員 45名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事
 - 昼食 12時00分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が希望する追加メニューの提供（牛乳、卵、納豆など）
- ⑫ 運動会、秋祭り、誕生会等、各種レクレーション
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

※これらのサービスの中には別途料金や実費をいただくものもありますので具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 横須賀病院
 - ・住 所 佐賀市巨勢町大字高尾 324 番地 15
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 木下歯科医院
 - ・住 所 佐賀市久保泉町上和泉 2232-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、利用者または主たる介護者が指定する連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

来訪・面会	家族等の面会時間は特に指定はしません。来訪、面会時には必ず面会簿への記入をお願いします。
居室・備品・器具等の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙・飲酒	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。 飲酒については、医師へご相談ください。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者に迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	所持品の管理は自己管理となっております。(所持品器はご記名ください)
現金の管理	当施設利用中は特に現金は必要ありませんので、多額の現金持込みはご遠慮下さい。紛失等あった場合、当方では責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動 営利活動	施設内での宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。これにより他利用者等から苦情があった場合、利用をお断りすることもあります。
食べ物の持込	食べ物の持ち込みはご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

5. 非常災害対策

災害者時の対応	別途定める「介護老人保健施設きりん消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「介護老人保健施設きりん消防計画」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した法定防災訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー 避難階段 自動火災報知器 誘導灯等 ガス漏れ報知器 防火扉・シャッター 室内消火栓 非常通報装置 漏電火災報知器 非常用電源 カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しております。
消防計画	佐賀北部消防署への届出日 平成6年6月15日(令和4年4月改定) 防火管理者 馬渡雅大

6. 要望及び苦情等の相談

- 1 利用者または主たる介護者は、当施設が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも苦情受付窓口に問合せ及び申し立てることができます。その場合、苦情担当者はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について甲に文書で報告します。
- 2 当施設は利用者等から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者等に對しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

7. 第三者評価の実施状況

第三者評価は実施していない（法令で定められていないため）

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
(平成18年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者および主たる介護者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

利用料金につきましては、別紙料金表をご参照ください。

支払い方法

- ・ 毎月、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、原則として当法人の指定する金融機関からの自動引落により徴収いたします。